

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

消防本部消防長 氏名 櫻井 修一 内線 (TEL) 33-0200



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

救急用自動車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 救急用自動車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和3年5月24日	440,000円 (440,000円)	10割	令和3年2月25日、群馬県伊勢崎市境百々地内の病院の敷地内において、職員が救急自動車を方向転換するために後進させた際、同病院の正面入口付近の通路に設けられた雨よけの屋根を支える柱にリアバンパーを衝突させ、その所有者である相手方に損害を与えたものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い 一般財団法人全国自治協会自動車損害共済にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和3年7月の委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 消防本部 西部消防署 56-8119 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

太田市駐車場条例の一部改正について

【 目 的 】

太田市飯田町駐車場用地の一部を公共の福祉に供する事業に活用するため、他課に所管替えすることにより、条例の所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正内容

第2条の表中、太田市飯田町駐車場の位置の「太田市飯田町894番地」を「太田市飯田町894番地1」に改める。

2 施行期日

令和3年7月1日

3 その他

令和3年6月定例会に議案上程予定

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 交通対策課 交通対策係 内線2431 47-1826 ダイアルイン

